

令和7年度

第7回 佐々町農業委員会総会議事録

令和7年10月24日（金）

佐々町農業委員会

令和7年10月 第7回 佐々町農業委員会総会議事録

1. 招集年月日 令和7年10月24日（金）午後1時30分

2. 招集場所 佐々町役場 3階委員会室

3. 開 会 令和7年10月24日（金）午後1時30分

4. 出席委員 （18名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	寶持 雅祥 君	2	坂口 隆英 君	3	山下 夕見子君
4	井手 俊博 君	5	築城 武美 君	6	濱野 卓也 君
7	荒木 武士 君	8	北川 英明 君	9	松本 隆治 君
10	廣川 勝巳 君	11	池田 晴良 君	12	藤永 亜弓 君
13	坂本 真澄 君	推進委員	前川 義隆 君	推進委員	玉置 義則 君
推進委員	辻 正人 君	推進委員	筒井 浩一 君	推進委員	本山 元継 君

5. 欠席委員 （0名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名

6. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	作永 善則 君	書記	福田 諒磨 君		

7. 議事録署名委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
10	廣川 勝巳 君	11	池田 晴良 君		

8. 本日の会議に付した案件

(1) 会長挨拶

(2) 議事録署名委員の指名

(3) 審議事項

議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請書について

議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請書について

(4) その他

① 11月定例会の日程について

② その他

事務局長（作永 善則君） 皆さんこんにちは。定刻となりましたので、ただいまから令和7年度第7回佐々町農業委員会総会を開会いたします。

それでは初めに、實持会長から御挨拶をお願い致します。

会長（實持 雅祥君） 改めまして、皆さんこんにちは。皆さんお仕事で大変お忙しい中にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。先日は雨が多かったですけれども今月に入り気候も落ち着いて気温の方も大変過ごしやすくなって良かったかなと思いますし、秋の収穫、稲刈りも例年より大変増収だったと伺っておりますし、価格も去年より比べれば農家にとっては大変嬉しい年だったのではないかと思います。

今日も少しではございますが議事が上程されておりますので、スムーズに進行できますよう皆さんご協力の方よろしくお願い致します。

事務局長（作永 善則君） 本日の出席委員は13名です。最適化推進員は5名です。委員は定足数に達しておりますので、総会は成立していることを報告いたします。

佐々町農業委員会総会会議規則第6条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、議事の進行を實持会長にお願いいたします。

会長（實持 雅祥君） それでは、議長を務めさせていただきます。

案件につきましては、佐々町農業委員会総会会議規則第3条により、付議事項をあらかじめ通知しておりますので、この日程でよろしいでしょうか。

（ 「異議なし」 の声あり ）

はい、これより議事に入ります。

日程2の議事録署名委員の指名を行います。

佐々町農業委員会総会会議規則第27条の規定に基づき、議長が定めることとなっておりますので、10番、廣川委員、11番、池田委員を指名しますので、よろしくお願いいたします。

以上で、日程2を終わります。

それでは、日程3、審議事項に入ります。

議案第21号、農地法第3条の規定による許可申請書について。事務局から説明をお願い致します。

事務局書記（福田 諒磨君） 事務局書記。議案書の1ページをお願い致します。議案第21号、農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請承認についてです。

土地の所在地につきましては、佐々町鴨川免字鴨川〇〇〇〇。登記地目が田、現況地目が畑、登記面積が397㎡。譲受人が〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。譲渡人が〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。契約内容としましては贈与となります。土地の所在地につきましては

12ページから地図を付けておりまして、14ページの航空写真の方をお願いします。
こちら〇〇〇〇がありまして、その裏側の農地で14ページ上で言うと赤枠で囲んでいるところが今回の申請地となります。15ページが現況写真となっております。説明は以上になります。よろしくお願いします。

会長（寶持 雅祥君） はい、ありがとうございます。それでは暫時休憩いたします。

（休 憩 午後 13 時 32 分）

（会議再開 午後 13 時 41 分）

会長（寶持 雅祥君） それでは会を再開致します。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

それでは採決を行います。議案第21号について承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。はい、挙手多数ですので、承認することに致します。

次に議案第22号、農地法第5条の規定による許可申請書について。事務局から説明をお願い致します。

事務局書記（福田 諒磨君） 事務局書記。議案書の17ページをお願い致します。議案第22号、農地法第5条第1項の規定による農地等の賃借権設定許可申請承認について。知事処分となります。土地の所在地につきましては佐々町市場免字馬場添〇〇〇〇。登記地目が田、現況地目が不耕作。登記面積が475㎡。賃借人の方が〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。賃貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。転用目的としましては駐車場の建設とのことです。次に19ページの許可申請書をお願い致します。こちら1の当事者の住所等のところになるんですけど当事者の別の譲受人、譲渡人とそれぞれ書いてあるんですけど、賃借人と賃貸人に訂正をお願い致します。次に土地の場所についてなんですけど、21ページから地図を付けておりまして、23ページの航空写真の方をお願い致します。こちら〇〇〇〇の横、赤枠で囲んでいるところが申請地となっていて、現在の駐車場が手狭になったため、今回の申請地に駐車場を建設とのことです。24ページが現況写真となっておりますので確認をお願い致します。27ページの被害防除計画書をお願い致します。①土砂の流出または崩壊その他の災害を発生させる恐れを生じさせないための対策の（1）申請地の造成計画の内容としまして切土を最高0.5m、最低0.2m行うとのことで、28ページに利用計画図をつけているんですけど、こちらの出入り口付近の方が隣接地より高くなっていて、そこを切土して少し勾配をつける形にするそうです。27ページの（2）上記（1）に伴う被害防除措置としまして、土留め工事をするとのことなんですけど、24ページの現況写真を見ていただくとわかるんですけど

ど、この赤枠より手前に町の側溝があるんですけど、勾配をつけてこちらに雨水は自然流下させるとのことで、こちらは特にコンクリートなどで舗装はしないとのことで、五役会で指摘があったのでそこを伝えたところ、この側溝に土砂の流出がないように工夫はするとのことです。27ページの②農業用排水施設の有する機能に支障を生じさせないための措置としましては、(1)雨水排水が自然流下、(2)、(3)の汚水、生活雑排水につきましては発生しないとの事です。③周辺の農地に係る営農条件に支障を生じさせないための措置としましては周辺に農地はなくなるので被害を及ぼすことはないとの事です。説明は以上になります。よろしくお願いします。

事務局長（作永 善則君） ちょっと補足の説明をさせていただきます。25ページの事業計画書のところになるんですけど、現在透析等が主で既存の駐車場が手狭になってきているというところで、25ページの4番のところが駐車場が不足しているというところで、〇〇〇〇の方の空いた駐車場のスペースも主に職員用という事で賃貸をさせてもらっているというところなんですけど、道路を渡ってというところと、利用されている患者さんが駐車場に止められなかった場合は〇〇〇〇の方に止めて歩いて来るというのも危険だという意見もあったということで、今回の隣の隣接地を駐車場という事での計画を立てたいというところでございます。 あともう1点が19ページの申請書の一番下なんですけど、駐車場での計画ではあるんですけど、今後というところで賃貸借契約のままという事での活用とは思いますが、申請者サイドの方で今透析が主な内容にはなっているんですけど、美容関係の施設も作りたいということで、その用地をいつになるかは分かりませんが、今後転用申請後、何年先になるかは分かりませんが一部建物を建てるというのも検討しているというところでございます。以上で補足説明は終わります。

会長（寶持 雅祥君） はい、ありがとうございます。それでは地元委員の説明をお願い致します。

11番（池田 晴良君） 11番。本議案、農地法第5条の許可申請書につきまして、10月20日、月曜日の9時から現地立会を行いました。場所は今ご説明があったとおり、〇〇〇〇横の用途は駐車場用地ということで申請があがっているところでございますが、申請者の代理人として行政書士さんがお見えになり、作永事務局長、福田書記、委員からは玉置委員、私と計5人で立会を行いました。ただいま事務局から説明があったとおり、周辺に農地がありませんので、被害等の問題は一切ないということで、特に問題はないんじゃないかと思いますが、ただ気になるのは駐車場用地で使うことで申請が出ていますけど、将来は美容診療施設建設予定ということですから、この駐車場はまた建物が建つわけですね。今この駐車場が必要だということで出ていますが、どこにまた駐車場を求めていく

のかなと思ったりもします。もう人の勝手と言われますけど、なんか気になるところでございませうけども、建物が横にまた建っていくということのようですから、法的にはこの駐車場用地で使う分については一切問題はございませんので、ご審議のほどよろしくお願ひします。

会長（寶持 雅祥君） はい、ありがとうございます。何かご意見、ご質問はありませんでしょうか。

5 番（築城 武美君） 5 番。先ほど 19 ページの一番下に書いてある、将来は美容診療施設を建設予定だという話は、建物を建てるならば賃借権をそのまま活かして建てる方法というのはできるんですか。

事務局長（作永 善則君） 事務局長。それはその契約内容的なもので、賃貸人、賃借人それぞれの話合いがその時点でまた契約上では必要ではないかなとは思いますが、そこに伴って建物を建てる場合はまた建築確認申請等の手続き、ただ既に転用済みにはなりますので、農業委員会が今後絡むことはないものではないかと考えております。ただ、その考えがあるということを窓口の方でお聞きしましたので、駐車場が何年後かには建物が建っていたというところはある意味変な手続きにもなってしまいますので、この備考欄の方にその旨は書いておいてくださいということでの今回の申請書の提出になっております。よろしくお願ひします。

会長（寶持 雅祥君） よろしいでしょうか。

5 番（築城 武美君） （聞き取り不能）

事務局長（作永 善則君） 事務局長。現時点で通常建物建設の場合はそこに合う設計書等を付けて申請をしていただくものになってきますので、駐車場、今現状では設計図等のないところで、駐車場ということで申請せざるを得ない状況ではないかということで事務局としては考えているところなんですけど、本来であれば駐車場その後に何かとなった場合は計画変更申請というのが必要にはなりますが、転用済みの物件になってきたところの部分は再度県の方に問い合わせてもらいたいと思います。よろしくお願ひします。

会長（寶持 雅祥君） 他にありませんか。ないようですので採決を行います。議案第 22 号について転用やむなしと思われる方は挙手をお願い致します。挙手多数ですので転用やむなしということで県に進達致します。以上で日程 3 審議事項を終わります。

次に日程 4、その他に入ります。事務局から説明をお願い致します。

事務局書記（福田 諒磨君） 事務局書記。その他についてなんですけど、11 月の定例会の日程です。五役会の方が 11 月 20 日、木曜日 10 時から、3 階農業委員会事務室。総会の方が 11 月 25 日の火曜日 13 時から 3 階委員会室を予定しております。よろしくお願ひ

します。

会長（寶持 雅祥君） 他に皆様方から何かありませんでしょうか。ないようですので以上で日程が全て終了致しました。会を閉会致します。どうもお疲れ様でした。

（ 閉 会 午後 13 時 56 分 ）